

郵政民営化委員会（第243回）議事要旨

日 時：令和4年1月17日（月）13:30～15:30

場 所：w e b形式にて開催

出席者：山内委員長、関口委員長代理、佐藤委員、関委員

（敬称略）

一般社団法人全国地方銀行協会 八木一般委員長
一般社団法人全国信用金庫協会 北村専務理事
一般社団法人第二地方銀行協会 日當一般委員長
一般社団法人全国銀行協会 伊藤企画委員長
金融庁 森監督局郵便貯金・保険監督総括参事官
総務省 小林情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長

1. 議事

- ・株式会社ゆうちょ銀行の新規業務の認可申請について
（意見募集の結果の報告）
（意見提出者からのヒアリング）
（金融庁及び総務省からのヒアリング）
（論点整理）
- ・株式会社かんぽ生命保険の新規業務の届出について

2. 委員会での説明・意見等

○ 株式会社ゆうちょ銀行の新規業務の認可申請について

（1）意見募集の結果の報告【資料243-1-1】

資料に基づき、事務局から、令和3年12月7日から12月27日まで実施された意見募集の結果、団体から8件、個人から3件の意見があり、賛成4件、反対6件、その他1件であったことを報告。

（2）意見提出者からのヒアリング【資料243-1-2-1～4】

- ① 資料に基づき、一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人第二地方銀行協会、一般社団法人全国銀行協会から概要を説明。
- ② 委員からの意見等
 - ・ 適正な資金規模への縮小が重要とのことだが、どのくらいの規模が適正と考えているか。
 - （⇒（全国地方銀行協会）現在の規模は肥大化しており、市場の急変等のリスクが顕在化した場合、ゆうちょ銀行の企業価値が毀損して、最終的に国民負担につながるおそれもある。リスクを機動的にコントロールできる適正な規模へ縮小していくことが必要である。）
 - （⇒（全国信用金庫協会）ゆうちょ銀行の規模（貯金残高189兆円）は、個々の信用金庫の規模とは比べるまでもないが、業界全体（預金残高155兆円）と比べても大きい。また、ゆうちょ銀行は政府の間接出資により大きな信用力がある。どのくらいの規模が適正なのかへの答えにはなっていないが、信用金庫業界にとっては巨大な存在であることをご理解いただきたい。）
 - ・ 間接的な政府出資がゼロになるまでは投資一任など新規業務に進出するのは早いという主張は論理が飛躍しているのではないか。
 - （⇒（第二地方銀行協会）完全民営化に向けた道筋が示され、実施が担保されていれば、新規業務の全てについて反対するものではないが、現時点では道筋が示されていない。）
 - ・ 例えば、ゆうちょ銀行の販売力が強すぎるとかコンプライアンスが不足しているとの主張と政府が間接出資していることがどう関係するのかが分からない。

(3) 金融庁及び総務省からのヒアリング【資料243-1-3-1~3】

- ① 資料に基づき、金融庁及び総務省から概要を説明。
- ② 委員からの意見等
 - ・ ゆうちょ銀行の不適切な投信販売があったことについて過度なノルマが原因であったとの指摘があるが、今後過度のノルマとなっていないかどこが見ていくのか。
(⇒ (金融庁) 営業目標等の立て方はゆうちょ銀行の経営判断であるが、適切な販売態勢になっているかどうかについて話を聞いていくことになる。)

(4) 論点整理【資料 243-1-4】

- ① 資料に基づき、事務局から、今後取りまとめを予定している意見書について、論点整理としてその構成案を説明。
- ② 今後、この論点整理に従って意見書を取りまとめることが確認された。

○ 株式会社かんぽ生命保険の新規業務の届出について【資料243-2-1~4】

- ① 資料に基づき、事務局から概要を説明。
- ② 1月7日に株式会社かんぽ生命保険から金融庁・総務省へ届出があり、11日に金融庁・総務省から届出についての通知を受けた新規業務(法人向け商品の受託販売等)について、「株式会社かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針(令和3年10月)」に則り、調査審議が必要かどうかを審議した結果、かんぽ生命保険は、既に郵政民営化法上の認可を受け他の生命保険会社の受託販売を実施しているが、今回の届出は、一定数の他の生命保険会社からの要望を受けてその取扱範囲について拡大を行うものであり、利用者利便の向上に資するものであることから調査審議を行う必要はなくその実施についても問題ないと判断した。

—以上—

注) 議事要旨は事後修正の可能性があることに御留意ください。また、詳細については追って公表される議事録を御覧ください。